「調布市障害者総合計画」の進捗状況,課題整理

現行の「調布市障害者総合計画」(平成30年度~令和5年度)の進捗状況等を把握するため、計画に 記載されている各事業の進捗状況や現時点での課題等について、各所管課への調査を行いました。

それらの結果と,第1回委員会における事前アンケートでご回答いただいた委員意見等をあわせて, 事務局において現行計画の施策の柱ごとにまとめ,整理しています。

各施策の柱ごとの記載形式は、以下のとおりです。

■計画期間の主な取組み・進捗状況

- ⇒事業内容の変更(新規・拡充・縮小)等を中心に記載しています。
- ※障害福祉課以外の所管事業については(○○○○課)と担当課を明記しています。

■課題

- ⇒各事業の所管課(障害福祉課を含む。)への調査から見えてきた主な課題を記載しています。
- ※障害福祉課以外の所管事業については(○○○○課)と担当課を明記しています。

■委員意見等

⇒第1回委員会事前アンケートでご回答いただいた委員意見等を記載しています。

令和4年10月時点

目次

1	障害のある方と家族への地域生活の支援	1
	(1)相談支援	1
	(2)健康づくり・医療的な支援	4
	(3) 移動の支援	6
	(4)経済的な支援	7
	(5)権利の擁護	8
	(6) 障害福祉サービスによる生活支援	.10
	(6-2) 福祉人材の育成・確保	.12
	(6-3) 医療的ケアが必要な方への支援	.13
2	ライフステージに応じた生涯にわたる切れ目のない支援	14
	(1)発達相談・早期療育のための支援	.14
	(2) 子育て施策における支援	.16
	(3) 教育における支援	.18
	(4) 放課後等の活動の支援	.20
	(5) 働くこと・日中活動の支援	.22
	(6) 余暇・学習活動の支援	.24
	(7) 住まいの確保の支援	.25
	(8) 高齢期の支援	.27
3	安心して住み続けられる地域の環境づくり	28
	(1) 障害理解と交流	.28
	(2) バリアフリーのまちづくり	.30
	(3)情報提供	.31
	(4)地域ネットワークづくり	.32
	(5) 災害時の支援	.33
	(6) 当事者の参画	.34

1 障害のある方と家族への地域生活の支援

(1)相談支援

■計画期間の主な取組み・進捗状況

<障害特性に応じた相談支援体制の充実>

- 平成 30 年度から基幹相談支援センター(障害福祉課)に医療的ケアコーディネーター(看護職)及び相談支援コーディネーター(相談支援専門員)を配置し、医療的ケアの必要な方や市内の相談支援事業所で相談支援を担っていくことが難しいケースの対応を行っています。
- 難病相談窓口については、令和元年度のみ週4日、福祉医療等相談員による相談窓口を開設していましたが、令和2年度から毎週木曜午後に難病相談員による相談窓口に変更しました。事前に相談希望日を伺い、相談員との日程調整を行っています。
- 精神障害者家族等シェルター事業運営費補助について、令和2年度までは、アパート借上による運営をしていましたが、補助対象団体と協議のうえ、令和3年度よりアパート借上による運営を廃止し、民間宿泊施設等を活用した助成方式に変更しました。

<総合的・包括的な相談支援体制の整備>

- 地域福祉コーディネーター事業として、令和2年度当初から市内8つの福祉圏域全てに地域福祉コーディネーターを配置しました。地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築を進めるため、地域福祉コーディネーターを中心に、地域力強化事業と多機関協働による包括的相談支援体制の構築を進めました。(福祉総務課)
- 総合福祉センター相談事業の相談は令和2年度と令和3年度で件数に差はないものの,新型コロナウイルスの影響で移動に制限のあった令和2年度は電話による相談が多く,令和3年度は相談者が直接窓口に来所されての相談が増えました。(福祉総務課)

<専門職によるネットワークの形成>

- 調布地域精神保健福祉ネットワーク連絡会は、平成 30 年 3 月に、会の設置目的として「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築の推進」も追加されており、令和 4 年度からは抽出した地域課題をもとに 3 つのグループを作り、協議しています。
- 毎年度において市内福祉事業所で働く職員の専門性向上と職員同士のネットワーク形成を目指し「ちょうふ福祉実践フォーラム」を開催しています。令和2年度以降はコロナ禍を受けオンデマンド配信による開催に変更し、実践からの学びあいの機会を確保するとともに、参加者数の維持を図りました。

■課題

- 相談支援事業所自体が少なく、計画相談支援を希望する利用者が利用できず、セルフプランに てサービスを利用しているケースが依然として多いことが課題です。
- 社会全体の高齢化,小世帯化,ライフスタイルの変化や価値観の多様化が進んだことにより, 障害者の生活上の困難も多様化しており,一人ひとりのニーズに応じた,どのライフステージ にも対応した切れ目ない支援を行っていくことが必要です。
- こころの健康支援センターや、発達障害者、高次脳機能障害者の相談窓口でも相談件数の増加 傾向が続いており、関係職員の知識と能力向上を図りながら、ひとりひとりの特性に沿った支 援を行っていく必要性があります。
- 子ども・若者総合支援事業(ここあ)では、利用者の増加や案件の長期化等により、相談員への負担が増加しているため、運営体制の拡充を図る必要があります。(児童青少年課)

■委員意見等

- 介護者の支援(前田委員)
- 障がいのある方はもちろんですが、ご家族へのサポートをどの様にしていくかが課題(サービス内容等)(茅野委員)
- 高齢親が障害者の生活を支える家庭への支援について

「8050問題」でもあり、前回計画検討時には、「相談支援包括化推進会議」を中心として取り組むということでしたが、未だ対応されていません。

コロナ対応で着手が難しいかもしれませんが、障害者全体に対する緊急課題だと思います。 「地域支援包括化推進会議」でのご検討と共に、具体的な計画のご検討をお願いします。 (江頭委員)

○ 福祉につながれない障害者への支援について

医療にはどうにかつながっているものの福祉につながれない家庭では、生活の全てを家族が抱えます。

必要に応じて専門職での連携を強化する体制はあるそうですが、家族が相談した現状では、自 傷他害など緊急時以外の介入は難しいという回答でした。

理由として、家族と「当事者の意向」に沿った支援、ということも説明されましたが、家族が問題を抱える状況にある「当事者」は、病気の特性上、支援を受けるのが難しい状況が多いはずです。

こうした状況にある家族, 当事者への支援について, 医療と福祉が連携した支援体制の構築等, 具体的な計画の検討をお願いします。

また,上記は精神障害の課題ですが,他障害でも福祉につながれない障害者はいらっしゃると 思いますので,障害者全体の課題としてご検討をお願いします。(江頭委員) ○ 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムについて(前回委員会第三回議題) 調布市地域精神保健福祉ネット連絡会から意見具申された下記地域課題について具体的な計 画の検討をお願いします。

課題1・精神障害者が地域で生活していくためのサービスの充実

課題2・ひきこもりの支援の充実

上記は発達障害の方にも関わる広い課題だと思いますので、ご検討をお願いします。 (江頭委員)

(2)健康づくり・医療的な支援

■計画期間の主な取組み・進捗状況

く健康づくりの支援>

- 各種健診・検診について、緊急事態宣言中は厚労省通知に基づき、集団検診を休止しましたが、 個別検診は感染対策を図りながら実施しました。(健康推進課)
- こころの健康支援センターでは,疾患理解や障害者雇用等をテーマとした講演会やセミナーを 開催し,参加者は年々増加しています。新型コロナウイルス感染拡大の影響により,講演会等 で可能なものはオンラインによる開催に変更しましたが,一部オンラインが難しいものは中止 となりました。
- 障害者配食サービス事業は、コロナ禍による外出制限もあり、令和2年度は配食需要が高まりました。お弁当を届けるだけでなく、安否確認も行っているので、障害者の見守りにもつながっています。

<地域医療の充実と連携促進>

- 障害者歯科診療は新型コロナ感染防止対策として、予約人数を制限して実施し、夜間・休日救 急体制は年末年始の夜間急患診療を市役所1階めじろホールで実施しました。(健康推進課)
- ちょうふ在宅医療相談室との連携として、令和2年ちょうふ在宅医療ガイドブックを改定しました。ちょうふ在宅ネット(MCS)により、新型コロナ関連情報や研修会を実施しました。また、市民啓発部会でACP(アドバンス・ケア・プランニング)養成講座のマニュアルを、職種連携・情報共有部会で入退院時連携の手引きを作成中です。(高齢者支援室)

■課題

- コロナ禍で対面式や集客しての健康相談,講演会等の実施が難しい場合の代替方法の検討が必要です。
- 障害者配食サービス事業は、配食回数の変更や、配食の一時的な休止など、利用者・相談機関・ 配食事業者の密な連携が必須です。
- ちょうふ在宅医療相談室は多問題を抱える方の相談が多くなり 1 ケースにかかる時間,回数は増加傾向です。精神科や専門性の高い医療処置や問題家族など,マッチングが必要なケースが増加し,多職種連携が求められています。また病院から自宅に退院する際,病院の想定する医療と在宅医が行う医療が異なる場合があり,各関係機関の役割や事情を共有し,補い合えるような入退院連携をとることが課題です。本人の ACP における意思決定支援のほか,本人を支える家族,介護者も含めた意思決定の支援が必要です。(高齢者支援室)

■委員意見等

○ 地域で支える障害者歯科医療の推進

障害者の口腔ケアの必要性

口腔の細菌や汚れを除く・口腔機能訓練・摂食嚥下機能訓練などは、口の健康だけでなく全身の健康維持につながるため各種医療連携が必要です。

知的障害や自閉症などのため、歯の痛みを訴えられない人、身体の不自由や緊張から診療姿勢 が困難な人を、より計画的に地域でケアすることが重要であると考えます。(乙黒委員)

○ 調布市小島町障害者歯科診療所の有効活用

小島町歯科診療所は身近なところで受診できる環境として20年ほど障害者歯科の1次2次 医療を続けてきました。障害がある方にとっては、日常的な口腔ケアとともに、歯科医療機関で の定期的な歯科健診や予防処置は大変重要です。今後増えるであろう医療的ケア児、障害者の口 腔の健康を維持するためのかかりつけ歯科医としての活動を推進していきたいと考えます。

(乙黒委員)

(3)移動の支援

■計画期間の主な取組み・進捗状況

<障害福祉サービスによる外出支援の充実>

- 移動支援について,新型コロナウイルス感染拡大に伴い外出する機会が減っており,令和 2,3,4 年度は令和元年の総利用時間数の半分強となっています。
- 令和2年度から、一定条件のもと特別支援学級への「通学」を目的とする移動支援の利用を可能としました。
- 移動支援について、令和4年度から支援費の引き上げを行いました。

<公共交通機関の利用環境の整備>

- 令和2年度から、福祉タクシー券のあり方検討委員会を開催し、タクシー券の対象者、交付方 法等を含めた外出支援のあり方について検討を重ねています。
- 多摩地域福祉有償運送運営協議会について令和2年度は、対象の2団体の更新を行いました (令和3年度は対象なし)。また、有償運送事業に関する、講習会や勉強会等の情報提供も行い ました。(福祉総務課)
- ミニバスはブランチ調布の開設とあわせ、ミニバス北路線をブランチ調布に延伸しました。令和2年11月のダイヤ改正により、ミニバス北路線が大幅減便となったことから、影響を受けた高齢者等への対応や深大寺北町、深大寺東町を中心とした北部地域の交通ニーズを把握するため、令和4年1月に巡回公共交通の実証実験を開始しました。(交通対策課)

■課題

- 移動支援利用者の増加に対して、サービスを提供できる事業所、ヘルパーの数が不足しており、 従事者の育成が課題となっています。利用が可能な外出目的を拡大してほしいとの要望があり ます。
- 自家用車による外出支援について、精神障害者も運転教習費の助成対象にしてほしい、家族等 が運転する場合もガソリン費を支給してほしいといった要望があります。
- ミニバスはコロナ禍による影響等で運行収支が悪化しているほか,運転手不足が続いており, (一般の路線バスも含め)既存路線の維持等について課題があります。(交通対策課)

■委員意見等

(4)経済的な支援

■計画期間の主な取組み・進捗状況

<所得の保障>

○ 特定医療費(指定難病)受給者証を新規申請時に、特殊疾病患者福祉手当も合わせて新規申請を受理しています。特定医療費(指定難病)受給者証が認定となり、手当の所得制限内の方に、毎年2回手当を支給しています。

<各種制度の情報提供の充実>

○ 制度内容や申請方法の変更(車椅子福祉タクシー, ETC割引更新申請など)があった際は、 すみやかに情報共有し、来庁者に混乱のないよう対応を行いました。利用できる制度が多岐に わたるため、来庁者に対しては引き続き丁寧なヒアリングを実施し、遺漏のないよう案内を行 いました。

■課題

○ コロナ禍の影響により、郵送やオンラインでの手続きを希望する方が増えています。窓口においては受付簿類の簡素化を実施するなど、過密化を防ぐため可能な限りの対応を行っていますが、進達先の東京都に対してもオンライン申請の仕組み構築などを求めていく必要があります。

■委員意見等

(5)権利の擁護

■計画期間の主な取組み・進捗状況

<虐待防止体制の推進>

- 障害福祉課における出前講座メニューに、障害者虐待防止法についての講座を新たに追加し、 通所事業所への研修に講師として出向き、障害者虐待予防の普及啓発を図っています。
- すこやか虐待ホットラインをはじめとする電話相談やメール相談のほか,令和3年度からオンラインによる相談も開始し,子育てに困難を抱える家庭の早期発見,支援に努めました。児童虐待や養育困難家庭は年々増加していることから,令和3年度から児童虐待防止センター事業を直営化し,体制を強化して対応しています。(子ども政策課)
- 「みまもっと」を通じ、見守り体制を強化するとともに、地域包括支援センターと協力して、 居宅介護支援事業所等向けに虐待防止のための研修を実施し、ケアマネジャー支援を実施して います。(高齢者支援室)

<成年後見制度の利用促進>

- 令和元年度に策定した「調布市、日野市、狛江市、多摩市、稲城市成年後見制度利用促進基本計画」を踏まえ、令和2年度には「調布市、日野市、狛江市、多摩市、稲城市成年後見制度利用促進基本計画 調布市の取組」を策定しました。また、社会貢献型後見人の養成のため、センターによる基礎講習及び実務研修などに取り組んでいます。(福祉総務課)
- 成年後見制度の内容を紹介した市民向けパンフレットを新たに作成し、市民からの相談対応や 制度の案内時に活用しました。(福祉総務課)

<人権擁護体制の推進>

○ 人権身の上相談は新型コロナウイルスの影響に伴い、令和2年度は年度を通して休止、令和3年度は、令和3年4月25日から同年9月30日まで及び令和4年1月21日から同年3月21日まで休止しました。(市民相談課)

■課題

- 支援が必要な家庭における課題は多様かつ複雑化していることから、対応にあたるケースワーカーの専門知識及び技術の向上のほか、関係各部署との連携を強化することが必要です。相談件数の増加に加え、児童虐待対応における基礎自治体の役割が増えていることから、相談体制の強化が必要です。(子ども政策課)
- 法人後見の新規受付件数がコロナ禍において前年度を下回る状況が続いています。(福祉総務 課)

■委員意見等

○ 成年後見制度の利用について。高齢者にとってではなく,障害者にとって使いやすい制度にしてほしいです。専門職が後見人になるのではなく,自治体等の法人が後見人になる法人後見等の利用が,あってほしい姿と思います。何とか形になることを望みます。(伊地山委員)

(6)障害福祉サービスによる生活支援

■計画期間の主な取組み・進捗状況

<ショートステイ・一時預かりの充実>

- 在宅障害者(児)委託型緊急一時保護事業について令和2年度はコロナ感染拡大を受け、一時中止や利用申し込みの減少から実績日数が減っていますが、令和3年度は令和元年度程度まで戻っています。
- リフレッシュ支援事業については、令和2年10月から休日や夜間の利用も可能にする等、制度を変更し、利用者数が増えています。(子ども発達センター)

<コミュニケーション支援の充実>

○ 手話通訳者及び要約筆記者を派遣することにより、聴覚障害者等のコミュニケーションを支援 し、自立と社会参加の促進を図っています。ニーズは高く、要約筆記の派遣数も増えています。

<障害状況に応じた補装具・日常生活用具>

○ 日常生活用具費支給事業は市民からの要望,近隣自治体の対応を見ながら,日常生活用具の種目の追加,対象要件の変更などの要綱改正を行いました。

くサービスの質の向上>

○ 障害福祉サービス事業所等に対する指導検査について,市単独での実施体制整備が必要であるが進んでいませんが,令和3年度には,福祉人材育成センターの研修として,事業所向けの請求事務の研修会を,通所系と訪問系に分けて実施しました。

■課題

- 在宅障害者ショートステイ事業について,重度の知的障害者が利用できる短期入所施設がほかになく,利用希望者がすべて希望どおりに利用できていない状況です。
- 在宅障害者(児)委託型緊急一時保護事業について利用のニーズは高いものの、施設側の要件が厳しくなり、受け入れの枠が減り、利用しづらくなっています。障害児の預けられる場が少ないことが課題です。
- 聴覚障害者等コミュケーション支援事業について利用者からは、継続的な活動(資格取得やカルチャースクール等)にも通訳派遣ができるようにしてほしいと要望があります。また高齢の聴覚障害者の派遣も多く、医療や生活面に及ぶ相談が増えており、計画相談や関係機関との密な連携が必要な場面が増えています。

■委員意見等

- 障害福祉サービス(訪問系,通所施設等)の拡充(前田委員)
- 意思疎通支援事業の中に代読 代筆の制度をいれて頂きたい(個人給付として)(愛沢委員)

(6-2)福祉人材の育成・確保

■計画期間(令和2年度~)の主な取組み・進捗状況

- 福祉人材育成センターでは、コロナ禍を踏まえ、専門研修や講演会等を中心にオンライン開催への切替えを進め、受講者が増加しました。受講機会を柔軟に確保できると、受講者からも今後も継続の要望がある状況です。市独自で通所事業所に交付している補助金の補助要件に研修受講を組み込んだことも、専門研修受講者の増加につながっています。
- 福祉人材育成センターでは令和4年度より、新たに創設された都補助金を活用して、医療的ケアに関する有資格者向けの技術向上研修を開始しました。
- 手話講習会では、コロナ禍により一部の講座が中止となったり、オンラインによる実施に変更 したりしています。

■課題

- 福祉人材育成センター事業での資格研修受講者をその後の就労へ繋げていくことが課題となっています。専門研修においては、オンライン開催が多くなったことで参加者同士の交流機会の確保が課題です。
- 手話講習会事業では、講師や世話人の担い手不足が生じています。今後の人材確保のため、開催曜日や時間帯、要件等の見直しを検討する必要があります。感染状況をみてオンラインを活用していますが、手話の学習においては集合形式で実施できることが望ましいため、開催方法が課題です。

■委員意見等

- 福祉の人材確保,施設の運営サポートをどのようにしていくかが課題(茅野委員)
- 居宅 通院等介助ができるヘルパーが少なくなってきていて、最終的には同行援護の時間を使 うことになる。個人的にはとても不都合。(愛沢委員)
- 以前1人暮らししていた時、ヘルパーを利用していたが、利用できる時間がもっと多くしてほしかった。(近藤委員)

(6-3) 医療的ケアが必要な方への支援

■計画期間の主な取組み・進捗状況

- 平成 30 年度から基幹相談支援センター(障害福祉課)に医療的ケアコーディネーター(看護職)を配置し、医療的ケアの必要な方の相談に対応しています。
- 令和2年度から,「医療的ケア児支援関係機関連絡会」として市内の関係機関を集め,医療的ケア児に対する情報の共有,体制支援の構築に向け,話し合いを行う場を設置しています。
- 重症心身障害児(者)在宅レスパイト等事業では、令和4年度から就労を理由とする利用を可能としました。新型コロナウイルスの影響が限定的になってきたことから、利用者の登録、件数ともに延びています。
- 子ども発達センターについて、令和2年度は、指導医の指示書をもとに、対象児に対し看護師が医療的ケアを実施しました。また、令和3年度途中から、看護師に加えて、特定の利用者に対する指定の研修(第三号研修)を修了した福祉職も加わり、医療的ケアを実施しています。(子ども発達センター)
- デイセンターまなびやにおいて、令和3年度から呼吸状態が不安定な方のバス送迎には看護師 添乗による送迎を実施しています。
- 調布基地跡地福祉施設(仮称)整備については令和3年4月の開設を目指していましたが事業者公募が不調となった影響で、令和4年6月に基本プランを改定し、令和7年度の事業開始を目指しています。

■課題

- 医療的ケア児が利用できる施設が少なく、希望のサービスを受けることができない現状があります。また、医療的ケアに対する知識を持って関われる職員が少なく、利用者から不安の声があります。
- 通園事業において使用する設備の配備状況や職員体制を踏まえて,安全に医療的ケアが必要なお子さんを受け入れることができる人数の設定を検討する必要があります。(子ども発達センター)
- 近年の医療技術の進歩や在宅医療の普及を背景に、医療的ケアを必要とする利用者が年々増加 し、内容についてもより高度化、複雑化しています。

■委員意見等

2 ライフステージに応じた生涯にわたる切れ目のない支援

乳幼児期・学齢期

(1)発達相談・早期療育のための支援

■計画期間の主な取組み・進捗状況

<発達相談体制の充実>

- 子ども発達センターでは、令和元年10月から試行実施していた土曜日の初回相談を、令和2年10月から本格実施しました。障害児相談支援事業については、利用者数・実施件数が増加しました。(子ども発達センター)
- 市民向けに例年対面で行っていた「就学に関する説明会」について、コロナ禍の影響により、 令和2年度・3年度は配信で行ったことなどにより、直接i (アイ) - ファイルを配布する機 会が減りました。(子ども発達センター)

<早期療育体制の充実>

- 居宅訪問型児童発達支援事業については、令和3年2月に事業所として指定を受けましたが、 まだ利用契約には至っていません。(子ども発達センター)
- 子ども発達センターは、令和2年10月から通園事業で給食提供を開始したことで、設置基準を満たし、児童発達支援センターへ移行しました。また、地域の中核として、令和2年度から試行実施した巡回支援事業を令和3年度から本格実施するなど、地域支援の充実を図りました。(子ども発達センター)
- 聴覚障害は、早期に発見され適切な支援が行われた場合には、聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられることから、その早期発見・早期教育を図るため、令和元年度から全ての新生児を対象として新生児聴覚検査を行い、その費用の一部を助成しています。(健康推進課)

■課題

- i (アイ) ファイルの配布を始めて10年以上の年月が経過し、子どもや保護者を取り巻く 環境も変化していることから、より活用しやすいものになるよう、内容の見直しを行うほか、 周知活動に取り組む必要があります。(子ども発達センター)
- 児童福祉法が令和6年に改正され、肢体不自由児を対象とした「医療型児童発達支援センター」 と、現在子ども発達センターが位置付けられている「福祉型児童発達支援センター」が一元化 されることから、情報収集に努め、一元化に向けた対応を整理する必要があります。(子ども発 達センター)

■委員意見等

(2)子育て施策における支援

■計画期間の主な取組み・進捗状況

<子育で相談体制の充実>

- 子ども家庭支援センターすこやかでは、令和3年度から直営化した児童虐待防止センターとも 密に情報を共有し、庁内外の関係機関とも連携を図りながら、利用者へ支援を行っています。 令和3年度からはオンライン相談も開始し、利用しやすい体制を作っています。(子ども政策 課)
- 母親学級・両親学級は,緊急事態宣言期間中に中止した補完措置として,教室の内容を一部動画にしてホームページ上に公開しました。事業の中止連絡の際などには,不安に感じているところや相談を丁寧に聞き取り,オンライン相談を活用するなどして個別フォローを行いました。(健康推進課)
- 産後ケア事業は令和 2 年 12 月よりショートステイ型追加, 令和 3 年 4 月より市民であり育児 不安を抱える母とその子として対象者を広げました。また, 令和 4 年度よりアウトリーチ型(訪問) 開始, アウトリーチ型の対象者数は 1 歳未満までと対象範囲を拡大しています。(健康推進課)

<保育園・幼稚園での支援体制の充実>

- 公立保育園では、職員配置や保育園内の整備を行いました。また、1か月に1~2回程度、障害児保育指導員、言語聴覚士による指導等を実施しています。私立保育園で専用の職員を配置する園には補助金を交付しています。(保育課)
- 心身障害児を受け入れ、保護者の負担軽減を図っている私立幼稚園の設置者に対し、各心身障 害児の在園月数に応じた金額の補助を行っています。(保育課)

<子育て支援サービスの充実>

○ 子どもショートステイ事業・トワイライトステイ事業において、障害児や発達に特性のある児、 重篤アレルギー疾患児なども受入れ人数を調整するなどして可能な限り対応しました。(子ど も政策課)

■課題

- 相談件数の増加傾向が続き、内容の複雑化などにより対応が長期化するケースもあるため、対応にあたるケースワーカーのスキルや知識の向上及び関係各部署との連携を強化することが必要です。(子ども政策課)
- 新型コロナウイルスの感染リスクから妊産婦・新生児訪問指導を希望されないケースがあり、 状況把握が遅れることがあります。(健康推進課)
- 子どもショートステイ事業はレスパイト利用者の割合が高くなっており、虐待防止としての側面が強くなっています。定員に対し利用希望が上回ることが多く、利用調整が必要になっています。慢性疾患児や特性の強い児の利用、宿泊利用等も増えており、受入れ側の負担が増加しています。児童福祉法の改正により利用対象の拡大も謳われており、更なる逼迫が予想されます。(子ども政策課)

■委員意見等

(3)教育における支援

■計画期間の主な取組み・進捗状況

<就学支援体制の充実>

- 通常の学級における指導では、その能力を十分に伸ばすことが困難で、特別な支援が必要な児童・生徒に、障害の程度に応じた適切な教育の場を提供するため、就学・転学・特別支援教室 入退級相談を行いました。(教育相談所)
- 就学支援シートを活用して、入学前に配慮を必要とする子どもについて情報共有することで、 新1年学級編制での対応や、入学後の保護者と教職員の連携を図った学校体制の検討、個別の 教育支援計画や個別指導計画作成への反映等の対応を図っています。(指導室)

<特別支援教育の推進>

- 調布市の特別支援教育の実態を踏まえた「調布市特別支援教育推進計画」を平成 31 年 4 月に 策定しました。調布市立小・中学校における巡回指導体制の確立や教員等の資質・能力の向上を 図りました。(指導室)
- 各学校の特別支援教育コーディネーターや特別支援教室専門員,特別支援学級の担任や巡回指導教員,介助員など特別支援教育に関わる教職員に対する研修を深め,指導に活かしました。また,校長・副校長・主幹教諭等,職層に応じた研修を実施し,通常の学級においても特別支援教育を推進しています。(指導室)

<相談体制の充実>

- スクールソーシャルワーカーが福祉分野に関する専門的な知識や技術を用いて,児童・生徒の 置かれた様々な環境への働きかけや関係機関等のネットワークを構築して,問題を抱える児 童・生徒に支援を行っています。(指導室)
- スクールカウンセラーについては、経験年数によってカウンセリングに差異が出ないようにするため、年間を通した研修を実施し、各自のカウンセリング技術を高められるようにしています。(指導室)

■課題

- 就学相談では、教員の配置や学籍の決定のため、より早期に就学先を提案し、円滑に支援を引き継いでいくことが求められています。保護者や子どもに寄り添いつつ、早期に就学相談を完了できるような体制づくりと相談員のスキルアップが必要です。また、適切な入退級相談につなげるため、学校における校内委員会の充実と適正な運営が必要です。(教育相談所)
- 特別支援教育については若手のみならず市内小・中学校通常の学級の教員も対象とした研修を 実施していく必要性があります。(指導室)

○ 悩みごとを丁寧に聴き取り、相談者自身が自分で考えて選択できるように、主訴に応じ解決に向けて複数の提案を示すことが重要です。そのために、傾聴など相談スキルの向上と、支援に対する幅広い知識の習得が必要です。また、学校と相談する前に、教育相談所へ相談が上がる事例が増えています。保護者からの声が届く風通しの良い学校対応に課題のある学校があります。年々対応件数が増加し、スクールソーシャルワーカーの対応状況もひっ迫しており、増員も含めて検討していく必要性があります。(教育相談所)

■委員意見等

(4) 放課後等の活動の支援

■計画期間の主な取組み・進捗状況

<放課後や余暇の過ごし方の充実>

- 令和2年4月に既存の学童クラブでは受入れが困難な障害児が利用できる「ゆずのき学童クラブ」を開設しました。学童クラブ内には、医務室やスヌーズレンルーム、エレベーター等設置し、1人1人の障害特性に応じた支援を提供しています。また、市内各学校と学童クラブの間、学童クラブと児童宅の間を車両による送迎事業を実施しており、市内全域から障害児の利用を可能としています。(児童青少年課)
- 青少年ステーションCAPSについてスタッフを対象とした研修等を通じ障害者の応対に関するスキルの向上や、相談員の配置により、中・高校生世代の様々な活動を支援できるように努めています。(児童青少年課)
- 平成 30 年度から,FC 東京の協働により障害児向けの「あおぞらサッカースクール」を実施しています。
- 遊 ing (ゆーいんぐ) 事業, のびのびサークル, あおぞらサッカースクール等の各事業は, コロナ禍では中止, 開催回数の減少が多くありました。

<放課後等デイサービスの充実>

- 障害児通所支援事業所の運営費補助は、利用者定員の区分に応じた補助基準額をもとに、別途 市が定める指標に応じたポイントにより補助率を決定することとし、事業者の取組推進やサー ビスの質の向上を図っています。
- 市が設置する総合福祉センター放課後等デイサービス「ぴっころ」は、民間事業所の増加の一方で、受入先の少ない肢体不自由児の貴重な通所先となっており、高校生以降も引き続いて利用を希望する声が多かったため、平成 30 年度より、主に肢体不自由や重症心身障害のある高校生の受け入れを拡大しました。
- 令和元年 10 月から,日中一時支援事業を拡充し,通所施設における延長支援について,市独 自の助成制度を設けました。

■ 課題

- ゆずのき学童クラブの車両送迎について,限られた人員・車両(2台)の中,市内全域の障害 児の送迎を実施するための調整に苦慮しています(複数児童(離れた地域の児童同士)の送迎 の時間等)。(児童青少年課)
- 児童館は老朽化している施設が多く、スロープや手すり等のバリアフリー設備が整っていない ため、施設の早急な改修が必要となっています。(児童青少年課)
- 遊 ing(ゆーいんぐ)事業は・参加登録者数の減少とボランティアの確保が課題となっていま

す。(社会教育課)

- サークルを運営している保護者の高齢化によるサークル活動の継続が困難となっています。(社会教育課)
- 「ぴっころ」は、総合福祉センターの移転に伴い、移転後の事業実施体制について、利用状況 の変化も踏まえて検討を行っています。

■委員意見等

○ 児童発達支援,放課後等デイサービスについてですが,利用者がここ数年計画以上の増加との報告があり,今後もニーズは増える見込みだと思われます。

そのような中,国(都)による制度の改定が実施されてきており,制度(改定)の根本的なと ころで非常に矛盾や疑問をもたざる得ないのが厳しい現状です。

市町村のレベルででき得る内容は大変厳しいものだとは存じますが、調布市としてより良い施 策をどのように考えるのかお尋ねしたく思います。(朝香委員)

○ 放課後等デイサービス事業所の現場で日々子ども達と向かいあっている者として,真の意味で 連携がとれるよう施策展開の実現を切望したいと考えます。(朝香委員)

(5)働くこと・日中活動の支援

■計画期間の主な取組み・進捗状況

<働く機会,相談の充実>

- 就労に向けた相談事業として、2か所の就労支援センター間及び関係機関と連携強化しながら、 就労や生活面の支援を実施し、ニーズの高い就労後の定着支援についても企業向けセミナー等 を開催しました。
- 平成 30 年 4 月施行の障害者総合支援法の改正により新たに創設されたサービス「就労定着支援」について、市が設置する「知的障害者援護施設すまいる分室」において平成 30 年 7 月より事業を開始し、一般就労へ移行した利用者の定着支援を行っています。

<多様な障害特性に応じた日中活動場所の整備>

- 新たに事業所開設を希望する事業者への開設相談や、開設経費の補助による支援を行い、サービスの拡大を進めました。
- 市が設置し,重症心身障害者(一部医療的ケアを含む。)を対象とする「デイセンターまなびや」では,通所者の増加ペースが大きくなり,近く新たな利用者の受入れが難しくなることが想定されることから,令和6年度の開設を目途として,新たな重症心身障害者の通所施設の整備検討を進めています。
- 市が障害者通所施設に交付している運営費補助金について,利用者定員の区分に応じた補助基準額をもとに,別途市が定める指標に応じたポイントにより補助率を決定することとし,事業者の取組推進やサービスの質の向上を図っています。

<福祉施設で働く障害者の工賃向上>

○ 調布市福祉作業所等連絡会は自主製品の販路拡大や共同受注事業を展開していくことによって、利用者の働く意欲の向上及び工賃の引き上げを図っており、その補助活動を実施しています。

■課題

- 就労定着支援事業所から障害者就労支援センターへの引継ぎにおいて,手法や丁寧さが事業所によって差があります。事業所から就労支援センターへの引継ぎをガイドライン化する(引き継ぐ内容,時期など)等して,定着支援が終了する前に利用者・企業との関係を構築できることが望ましい状況です。
- 若者向け労働相談は就労または就学していない若者を対象としているため,不登校や休学中では支援できないことが課題です。(産業振興課)

- こころの健康支援センター自立訓練事業の利用者数は近年横ばいでしたが、令和3年度は増加 しました。体験者数も増加しており今後も増加が見込まれています。
- 重度知的障害者の通所施設として平成 25 年 9 月に開設された「希望の家深大寺」も数年先に は定員に達することが見込まれ、新たな重度知的障害者の通所施設の受入れ先整備の検討が必 要です。

■委員意見等

- (就労移行・生活訓練) 就労したいと考える障害者の方たちがサービス(就労移行) を利用して目指す場合, 2年という期間がネックとなるケースがある。生活上の課題から少しずつ訓練を重ねて就労の準備性を整えることを考えると, 他サービス(生活訓練)と連結させたサービスの展開が望ましい。(福田委員)
- (B型・A型もしくは公共事業) 就労している(したい) 障害者の方で高齢化により以前までのパフォーマンスが発揮することが出来なくなり, 就労継続が難しくなったり, 再就職が難しく, B型の利用を薦めるケースが増えてきている。年齢にとらわれず, 力を存分に発揮できる場の創出が望まれる。(福田委員)
- 重症心身障害者施設の整備(大光委員)
- 重度知的障害者の通所先の整備(大光委員)
- 年齢的に働きたいけど再就職がむずかしくなる。衰えても働きたいけど活躍できる場が増えて ほしい。(近藤委員)

(6) 余暇・学習活動の支援

■計画期間の主な取組み・進捗状況

<障害特性に応じた余暇活動支援>

○ 障害の重さや社会的障壁を理由にスポーツ等余暇活動を行う機会が少ない障害者に対し、余暇活動の場を提供する「障害者余暇活動支援事業」(ほりで~ぷらん)を平成30年度より本格実施し、運動不足の解消と地域生活の充実を図っています。令和2年度、3年度は新型コロナウイルスの影響に伴い、開催回数を減少し、実施規模及び参加人数を縮小して実施しました。基本事業としての居場所機能、創作活動、生産活動の機会を提供するほか、相談事業や地域の社会資源との連携、地域ボランティアの育成助言等を行っています。

<学習・スポーツなど多様な活動機会の確保>

- パラリンピック開催を契機とした「パラリンピックレガシー」の創出を目指し、共生社会の重要性を市内外に発信する取組として「パラハートちょうふ~つなげよう、ひろげよう、共に生きるまち」を独自のキャッチフレーズに掲げ、パラアート展、障害者スポーツ体験会、市内のスポーツ・福祉分野における関係団体による協議体の設置など、心のバリアフリーの推進や障害に対する理解の促進に向けた取組を進めました。(スポーツ振興課)
- 障害者スポーツの振興を目指し、令和元年度よりスポーツ分野と福祉分野の関係団体による 「調布市障害者スポーツの振興における協議体」を設置し、課題解決に向けた話し合いや事業 を行っています。

■課題

- 杉の木青年教室事業は参加者の活動の見守りや行動の補助を行うボランティアの減少が課題 と考えており、市のホームページ等で募集をしていきます。(社会教育課)
- 平成29年度から開始した障害者余暇活動支援事業については、事業が安定してきたため事業 拡充を目指していますが、拡充にあたり、実施団体の抱える課題解消やボランティアの確保な どを進めていく必要があります。
- 図書館利用に障害のある方の登録や、音声資料の貸出しは減少傾向にあります。インターネット上で図書館を介さず利用できるシステムが普及してきたことが一因ですが、必要な人にこのサービスの存在が未だに行き届いていないという部分も大きく、さらにこのサービスを推し進める必要があります。一方で、紙の資料の利用は可能だが外出が困難という方の宅配要望が増大しており、それに応える体制が必要です。(図書館)

■委員意見等

(7) 住まいの確保の支援

■計画期間の主な取組み・進捗状況

<障害者グループホーム等の拡充>

- 令和3年度に体験型グループホーム「ちゃれんじ」が開設したことにより、市が設置する体験型グループホーム「すてっぷ」とあわせ、体験型グループホームにおいても以前から課題となっていた男女別の受け入れ、同性介助が実現しました。定員の拡大により、利用までの待期期間も短縮されています。
- 重度知的障害者にも対応可能なグループホームにおいても,令和2年度に「調布ヶ丘じゃんぷ」 を開設し、市が設置する「グループホームじょい」とあわせて同性介助の徹底を図りました。
- 新たにグループホーム開設を希望する事業者への開設相談や、開設経費の補助による支援を行い、サービスの拡大を進めました。グループホーム全体の利用者も増加傾向にあります。
- 知的障害者援護施設なごみは、新型コロナウイルス感染症の状況により、外泊、外出、面会などを制限して事業継続しています。ショートステイ事業については、令和 2、令和 3 それぞれ 1 回ずつ、やむを得ない場合を除いて受入れを停止しました。

<一般住宅への入居支援>

- 居住支援協議会での検討を踏まえ、令和4年度から、住宅確保要配慮者入居促進事業を開始しました。(住宅課)
- 重度の身体障害者に対し、必要な住宅改修や屋内移動設備における費用の支給を行いました。

■課題

- 体験型グループホームにおいては、女性向けの「すてっぷ」は待機者、新規利用希望者が少ないため、利用率が下がっていることが課題です。周知等により更なる利用促進に努めていく必要があります。
- グループホームは依然として不足している状況であり、特に知的障害者を対象としたグループホーム、重度の方、高齢障害者、その他様々な障害種別、生活スタイルに対応できるグループホームなど、今後も拡大の継続が必要です。

■委員意見等

- (共同生活援助)調布市内のグループホームのニーズはとても高い。障害をもつ方の自立や生活環境の維持を考えるうえでも多くのグループホームの整備が望まれる。(福田委員)
- 交際相手と生活を共にできるグループホームがあれば、障害があってもパートナーと結婚生活をすることが出来る。(近藤委員)
- 高次脳機脳障害者のグループホームに関しては、10年ほど前から話には出ていましたが、遅々

として進んでいません。形になることを望んでいます。(伊地山委員)

(8) 高齢期の支援

■計画期間の主な取組み・進捗状況

<高齢障害者に対応したサービス基盤の整備>

○ 市独自の事業所開設費補助金の候補選考において、令和3年度に精神障害者を対象とした生活 介護事業所を交付対象として選定し、開設支援を行いました。

<高齢者福祉との連携推進>

- 地域包括支援センターは令和3年度からの圏域変更に伴い,サブセンターを含む10か所の相談窓口を設けています。(高齢者支援室)
- 65 歳に到達する個別ケースについては、各地区担当ケースワーカーが地域包括支援センター等と連携し、円滑な介護保険サービスへの移行を実施しました。個別対応の中では、介護保険サービスに加えて引き続き障害福祉サービスの提供が必要な方や、介護保険サービスへの移行を円滑に行うため、丁寧に聞き取りや説明を行い、今後の生活における変化を最小限にとどめるよう配慮しています。

■課題

- 通所先を必要とする高齢障害者は増加傾向にあり、引き続き高齢障害者の特性に合った事業所 の確保、整備が必要です。
- 担当圏域の変更もあり、地域包括支援センター自体の広報・周知が必要です。また、高齢者の 増加及び独居高齢者の支援などが増えており相談業務の負担が増加しています。(高齢者支援 室)

■委員意見等

- 高齢化する障害者の支援の在り方
 - 「親亡きあと」を見据えた対策も重要であり、地域生活支援拠点等の整備とサービス提供体制 の構築を検討したいと思います。(乙黒委員)
- 高齢障害者の分野について(秋元委員)

3 安心して住み続けられる地域の環境づくり

(1)障害理解と交流

■計画期間の主な取組み・進捗状況

<障害者差別解消の推進>

- 出前講座のメニューに障害者差別解消法の理解があり、一般企業からの研修依頼に対応しました。東京 2020 大会の開催を契機として、共生社会の重要性をこれまで以上に発信していくため、市のキャッチフレーズとして「パラハートちょうふ つなげよう、ひろげよう、共に生きるまち」を定め、ロゴを作成しました。より印象的にわかりやすく、一体感を持って展開していくために、取組を象徴するアートデザインを様々な刊行物や、ポスター、イベント等に用いて、効果的な PR を図りました。
- 障害者差別解消支援協議会は年3回実施しています。障害者差別に関する相談対応事例を情報 共有し、合理的な配慮の在り方について意見交換、検討を行いました。

<障害理解の促進と地域交流>

- 家庭相談,心の相談の専門相談を実施し,市民の日常生活上の悩みや問題の解決のサポートを 行っています。コロナの感染対策の一環として,令和4年2月1日から当面の間,電話による 相談も実施しています。(市民相談課)
- 市が設置する障害者施設におけるスペースの地域住民への貸し出し、地域交流イベント等の実施は、コロナ禍において中止、縮小など従前のような実施ができない状況が続いています。

■課題

- 障害者差別に関する相談について、障害者団体からは相談窓口の明確化と周知の要望が出ています。
- 「ヘルプマーク」の配布場所が市内になく、市役所で配布してほしいとの要望があります。「ヘルプカード」も初回作成から 10 年が経過しており、カード内容の見直しの必要性について検討する必要があります。

■委員意見等

○ 障がい者の気づきは、高齢者は地域包括支援センター・近隣住民から若手は組織・母親が多いとのことですが、障がいについては、まだその内容や配慮等々が広く知られていないために無理解、偏見などがあると思われますので、障がい者の理解を促進し共生社会の実現のためにその障がい者の種類、接し方等を分かりやすくまとめて市民や関係機関向けに読本や DVD を作成する。(参考例:あいサポートメッセンジャー読本、「まず、知ることからはじめましょう 障がいのこ

- と」 DVD/鳥取県制作)(新津委員)
- 当事者,地域住民,支援者の相互理解の促進(前田委員)

(2) バリアフリーのまちづくり

■計画期間の主な取組み・進捗状況

<誰もが住みやすいバリアフリーのまちづくり>

- 旧バリアフリー基本構想が目標年次を迎えたこと等から、調布市バリアフリー推進協議会での 議論や、まちあるき点検の実施、市民及び事業者との意見交換等、様々な形で検討を行い、改 正バリアフリー法に基づくバリアフリーマスタープランと新たなバリアフリー基本構想を令 和4年4月に策定しました。(交通対策課)
- 調布駅前広場の整備について、交通管理者などの関係機関協議や市民参加を実践しながら、令和3年3月に調布駅前広場整備計画図を決定・公表しました。バリアフリーの観点として、視覚障害者誘導用ブロックの配置について、専門家や障害者団体と意見交換を行い、配置計画の検討を行っています。(街づくり事業課)
- 放置自転車対策や自転車等駐車場の整備方針を定める「調布市自転車等対策実施計画(改定版)」 を令和3年3月に策定しました。(交通対策課)

<福祉のまちづくりの推進>

○ 福祉のまちづくり推進計画に記載している事業について、振り返りシートにより取組状況や今後の方向性を確認するとともに、庁内連絡会を開催し、取組状況が良好な事業の共有を行いました。また、東京都福祉のまちづくり条例施行規則が改正されたことに伴い「だれでもトイレ」の表示方法について、調布市福祉のまちづくり条例施行規則を改正し、各公共施設においてトイレの表示変更を行いました。(福祉総務課)

■課題

○ 自転車等駐車場の恒久的な運営・管理のため公有地化を進める必要があります。また、施設の 老朽化対策や機器の定期的な更新が必要です。(交通対策課)

■委員意見等

(3)情報提供

■計画期間の主な取組み・進捗状況

<障害特性に応じた情報提供体制の整備>

- 毎年度予算編成時期に各部署に会議等への手話通訳者,要約筆記者配置の予算計上を求めています。
- 市主催の講演会、会議等への手話通訳者の派遣について、令和4年度より新たに調布市社会福祉協議会と委託契約を締結し、派遣手続きに係るルールを定め、通訳者や派遣仲介業務の負担軽減を図るとともに、安定的に派遣コーディネート業務を行う体制を確立しました。
- 調布市ホームページは令和3年度から、やさしい日本語翻訳システム「伝えるウェブ」を導入 し、さらに情報へアクセスしやすい環境の整備を進めています。(広報課)

<多様な情報の提供>

- 市が作成した「バリアフリーハンドブック」について、希望に応じて配布を継続しています。 東京都より依頼があり、調布市ホームページに「とうきょうユニバーサルデザインナビ」のリンクを貼り、都内他市のバリアフリーに関するホームページへアクセスできるようになっています。
- ちょうふ地域コミュニティサイト「ちょみっと」は令和4年3月には,障害者を含む全ての方がスマートフォンでも見やすいようデザインを変更したほか,動画や地図情報の掲載を可能とし,よりさまざまな市民ニーズに応えられるようリニューアルしました。(協働推進課)

■課題

- 声の広報は利用者からカセットテープを再生する機器が自宅になく利用することができない との意見や録音する機器の劣化があるため、デイジーやアプリなどカセットテープ以外の手法 等を検討する必要があります。(広報課)
- テレビ広報ちょうふにおいて、手話通訳の導入について検討していきます。(広報課)
- 「バリアフリーハンドブック」に掲載する情報について,東京オリンピック・パラリンピック 大会に併せて調布市商工会と連携し,民間アプリケーションや商工会作成のエキモリマップへ の記載を検討しましたが,同大会の延期開催に伴い見合わせとなり,改めて商工会と協働し, 今後の展開を検討します。

■委員意見等

(4)地域ネットワークづくり

■計画期間の主な取組み・進捗状況

<ボランティア活動,地域団体の活性化と協働>

- 市民活動支援センターは新型コロナウイルス感染症拡大を受け、市の方針に応じて営業時間の 短縮や座席数の削減など、利用を一部制限しました。また、市民活動支援センター主催のイベ ントである、えんがわフェスタ、まち活フェスタについては、令和2年度、令和3年度ともに オンラインで実施しました。(協働推進課)
- 地区協議会として令和元年台風第 19 号の教訓を踏まえた緊急時の「情報共有体制の構築」や相互の連携促進に取り組み、令和 2 年度は市から全地区協議会への緊急時連絡先としてメーリングリストを作成し、令和 3 年度は各地区の代表者等の連絡先をとりまとめた代表者名簿を作成しました。(協働推進課)
- 各地域包括支援センターに見守りネットワークの担当者を一名ずつ配置し、社会福祉協議会の 支え合い推進員、地域福祉コーディネーターと連携しながら、見守り対応業務に当たっていま す。近年、通報件数は増加傾向にあり、特に金融機関や郵便局、商店街、医院薬局等の民間企 業からの通報が増えている傾向があります。(高齢者支援室)

<活動拠点の整備>

○ 地域福祉センターやふれあいの家について,バリアフリー化に関する取組みを進めました。(協 働推進課)

■課題

- 市民活動支援センターの認知度向上、使いやすさ向上を図ることにより、センターの更なる活用促進につなげる必要があります。(協働推進課)
- 地区協議会が未設立の地域を含む全市的なネットワーク構築に向けた検討が必要です。(協働 推進課)
- 見守りネットワーク事業における地域包括支援センターの役割を協定団体に周知を図る必要があります。また、窓口となっている地域包括支援センターの職員に正しい通報対応を都度周知し、見守りネットワーク事業の円滑な運営を図ります。(高齢者支援室)

■委員意見等

(5)災害時の支援

■計画期間の主な取組み・進捗状況

<避難支援体制の整備>

- 避難行動要支援者避難支援プランについて制度の理解を深めていただくとともに、協定締結団体に対する取組支援を強化するため、情報共有・情報交換の場として、令和2年度及び令和3年度に避難行動要支援者連絡会を開催し、事業概要の説明や要支援者支援に関するアンケート結果や課題について共有を行いました。また、市報・ホームページのほか、調布FMでのPRや出前講座の活用により幅広い周知の取組を実施しました。(福祉総務課)
- 障害児・者が災害時に迅速かつ適切な支援を受けられるよう,災害時要援護者台帳への登録を 案内しています。
- 平成 30 年度に、視覚障害者、聴覚障害者、高次脳機能障害者向けの「災害時初動対応マニュアル」を作成し、配布しています。(身体障害者、知的障害者、精神障害者向けは平成 29 年度中に作成済み)
- 障害者地域自立支援協議会での検討を経て、令和4年度から市内の障害児・者通所施設等による「ちょうふ災害福祉ネットワーク」が設立されました。災害時の効果的な情報交換・共有等のための事業所同士のネットワーク、連絡・連携体制の構築を目指して活動を始めています。

<防災対策の充実>

- 令和元年台風15・19号や新型コロナウイルス感染症を踏まえた国の防災基本計画(令和2年5月)の修正や東京都地域防災計画(震災編)(令和元年修正)等を踏まえ,近年の災害対応に基づく対応を強化するため,令和3年に調布市地域防災計画を修正しました。(総合防災安全課)
- 令和2年度に、防災マップ、洪水ハザードマップを一部改訂しました。防災マップ及び洪水ハザードマップは、市内全戸・全事業所に配布するとともに、本庁舎総合案内、市民課及び地域福祉センター等に配架して市民に配布しました。同年に土砂災害ハザードマップを作成し、対象地域の全戸に配布しました。(総合防災安全課)
- 防災備蓄倉庫は令和元年台風19号の課題をうけ、避難所対応に従事する職員間の連絡手段としてトランシーバーを導入しました。また、新型コロナウイルス感染症対策として、フェイスシールドやビニール手袋、非接触式体温計、簡易テント、簡易ベッド等を市立小、中学校28校及び大町スポーツ施設に備蓄しました。(総合防災安全課)

<緊急時の対応体制の強化>

○ 主に新たなグループホームの開設にあたり、必要な消防設備(自動火災報知設備等)の設置費

用の補助を行いました。

■課題

○ 避難行動要支援者避難支援プランにおいては、新規の協定締結を促進するため、制度の理解や 負担感の軽減が課題となっています。(福祉総務課)

■委員意見等

○ 障害者に限らず関連施設等を作る場合は、貴市の作成した「ハザードマップ」による浸水予想 区域外で計画をお願いを致します。洪水等の発生する可能性がある場合は、[水平避難]が基本に なるかと思います。(新津委員)

(6) 当事者の参画

■計画期間の主な取組み・進捗状況

<市政への参画の推進>

- コロナ禍により各種会議の中止や、一部オンライン開催への移行等が進んでいます。
- 障害者地域自立支援協議会では、地域課題を抽出し、情報を共有し、ワーキンググループを中心に地域課題を検討しているほか、障害者総合計画について進捗管理を行い、策定年度には策定委員会へ意見具申を行っています。これまでも地域課題の検討がきっかけとなり市の新しい事業の創設に繋がっています。

<当事者活動への支援>

○ 市の施設開放や,利用者主体によるサロン活動等は,新型コロナウイルス感染拡大に伴い貸し 出しや活動の中止が多くありました。

■課題

○ 市が設置・運営する会議等について当事者委員の参加に必要な手話通訳者, ヘルパー等の派遣 等を確実に確保するよう各部署に周知の継続が必要です。

■委員意見等